

## みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

## ちば広域連合だより

千葉県人口 **6,270,118** 人(平成31年1月1日現在) 被保険者数 **804,325** 人(平成31年1月31日現在) 第**26**号

※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者ことを指します。

※本紙では2019年5月1日からの元号について、発行時点で決定されていないことから、西暦で表記しています。

発行／千葉県後期高齢者医療  
広域連合所在／〒263-0016  
千葉市稻毛区天台6-4-3  
国保会館内

編集／総務課

電話／043-216-5011

FAX／043-206-0085

E-mail

info@kouiki-chiba.jp

URL

<https://www.kouiki-chiba.jp/>

**医療機関にかかっているかたも、かかっていないかたも、  
年に1回 健康診査を受けましょう!  
詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください**

広域連合お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

健康診査は、あなたの健康状態を知る『第一歩』です。

後期高齢者の健康診査、歯科口腔健康診査を**県内全市町村**で実施しています。**健康診査**

**健康チェックで病気の早期発見や悪化防止、  
生活習慣の振り返りに役立てましょう。**

- ・実施医療機関：市町村ごとに異なります
- ・実施期間：市町村ごとに異なります

**歯科口腔(こうくう)健康診査**

**平成31年度(2019年度)に76歳になられるかたに歯科口腔健康診査を実施しています。歯や飲み込む力などのお口の健康チェックで、肺炎や低栄養などの予防につなげましょう。**

- ・対象者：昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれのかた
- ・実施医療機関：千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関
- ・実施期間：2019年6月3日(月)～12月27日(金)

**年1回無料**(健康診査後の治療費は有料)で実施しています。

千葉県後期高齢者医療広域連合では「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」をもとに、この2つの健康診査を実施しています。

**平成31年4月30日の翌日から元号が改められます**

お持ちの被保険者証などはそのままお使いいただけます。ただし、システムが対応するまでの間、元号が改められる日以降の日付の元号を平成と表記することができますので、ご了承ください。  
(法律上の効果に影響はありませんので、ご安心ください。)

## 平成31年度(2019年度)の保険料率は30年度と変更ありません

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年3月31日までの1年間の金額となります。保険料額決定通知書は、お住まいの市(区)町村から毎年7月中旬にお送りします。

年度の途中で新たに被保険者になったとき、年度の途中で被保険者でなくなったときは、月割りで保険料がかかります。  
保険料を決める基準である保険料率(「均等割額」と「所得割率」)は2年ごとに見直され、千葉県内で均一です。

### ○平成31年度(2019年度)の保険料率

均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額 (上限は62万円) (注)100円未満切捨て
41,000円		賦課のもととなる所得金額 <sup>(*)</sup> × 7.89%		

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

## 平成31年度(2019年度)から保険料の軽減措置が一部変更になります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。

平成31年度(2019年度)は、均等割5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準が拡大されます。一方、保険料軽減特例の見直しに伴い、所得の低いかたの均等割の軽減割合が段階的に縮小されます。

### 所得の低いかたの均等割額の軽減

#### ○軽減判定所得基準

##### 平成30年度

軽減割合	軽減判定所得基準
5割	33万円 + (27.5万円×被保険者の数)
2割	33万円 + (50万円×被保険者の数)

##### 平成31年度(2019年度)

軽減割合	軽減判定所得基準
5割	33万円 + (28万円×被保険者の数)
2割	33万円 + (51万円×被保険者の数)

#### ○軽減割合

軽減判定所得基準	平成30年度	平成31年度 (2019年度)	2020年度	2021年度
33万円以下の場合(被保険者全員の所得が0円の場合) <sup>①</sup>	9割	8割 <sup>(*)</sup>	7割 <sup>(*)</sup>	7割
33万円以下の場合(上記以外の場合) <sup>②</sup>	8.5割	8.5割 <sup>(*)</sup>	7.75割 <sup>(*)</sup>	

※軽減割合の変更は、保険料軽減特例の見直しによるものです。保険料軽減特例の見直しは、社会保障充実策として介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施されます。<sup>①</sup>のかたは、<sup>②</sup>のかたより社会保障充実策が強化されているため、平成31年度(2019年度)と2020年度で<sup>②</sup>のかたの軽減割合より低くなります。

#### ○平成31年度(2019年度)軽減判定所得基準

軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)		軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の場合	被保険者全員の所得が0円の場合 (公的年金等控除額は80万円として計算)	8割	8,200円
	上記以外の場合	8.5割	6,150円
33万円 + (28万円×被保険者の数) 以下の場合		5割	20,500円
33万円 + (51万円×被保険者の数) 以下の場合		2割	32,800円

- ・軽減の判定は、被保険者や世帯主の所得により自動判定を行い、軽減を適用しますので、申請の必要はありません。
- ・軽減判定の対象となるかたの所得申告が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。
- ・均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
- ・65歳以上(1月1日時点)のかたの公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

## 会社の健康保険などの被扶養者であったかたの保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であったかたの均等割額が軽減されます。また、所得割額は、賦課されません。

	平成30年度	平成31年度(2019年度)以降				
均等割額	5割軽減	<p>① 75歳到達により後期高齢者医療制度に加入しているかた</p> <table border="1"> <tr> <td>77歳以上のかた</td> <td><b>均等割軽減は、適用されません</b></td> </tr> <tr> <td>76歳以下のかた</td> <td><b>77歳に到達する月の前月分まで、均等割5割軽減</b></td> </tr> </table> <p>② 障害認定により後期高齢者医療制度に加入しているかた 後期高齢者医療制度に加入して24か月に到達する月分まで、 <b>均等割5割軽減</b></p>	77歳以上のかた	<b>均等割軽減は、適用されません</b>	76歳以下のかた	<b>77歳に到達する月の前月分まで、均等割5割軽減</b>
77歳以上のかた	<b>均等割軽減は、適用されません</b>					
76歳以下のかた	<b>77歳に到達する月の前月分まで、均等割5割軽減</b>					
所得割額	負担なし(0円)	負担なし(0円)				

※所得の低いかたの均等割軽減(8割軽減、8.5割軽減、5割軽減)の対象者は、所得の低いかたの均等割軽減が優先されます。

## ジェネリック医薬品の使用促進にご協力ください

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、みなさまのお薬代の軽減に役立つよう、ジェネリック医薬品の使用促進を行っています。

### ●ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後にその有効成分を使用して作られる安価なお薬の事です。先発医薬品の開発成果を利用できるので、研究コストが少なくて済み、価格(薬価)が低く設定されています。

### ●ジェネリック医薬品の安全性や効き目は?

厚生労働省が厳しく審査を行い、効き目や安全性、品質など先発医薬品と同等であると確認されたものだけが販売を承認されています。



### ●ジェネリック医薬品を処方してもらうには?

まずは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。ただし、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。

また、体質などによりジェネリック医薬品に切り替えられないこともあります。

### ●ジェネリック医薬品利用差額通知を送付しています

広域連合では、次の条件すべてに該当するかたに、お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせしています。

1. 生活習慣病や慢性疾患などのお薬を服用されているかた
2. 1か月あたりの自己負担額(お薬代)が概ね200円以上安くなるかた
3. 外来診療によりお薬を受け取っているかた

## アンケートにご協力ください

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、施術所からの請求内容を確認するために、柔道整復師、はりきゅう・マッサージなどの施術を受けられたかたに、受診内容についてのアンケートをお送りすることができますので、ご協力を願いいたします。(施術を受けることを控えていただく目的ではありません。)

# 平成31年第1回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

2月18日に、平成31年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、広域連合長が提出した「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、「平成30年度一般・特別会計補正予算」、「平成31年度一般・特別会計予算」など8件が審議されました。

一般質問には4人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の運営についての質問が行われました。



## 第1回定例会の議案と議決結果

(会議録は、後日ホームページへ掲載する予定です。)

- 議案第1号 副広域連合長の選任について [同意]
- 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [可決]
- 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について [可決]
- 議案第4号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について [可決]
- 議案第5号 平成30年度一般会計補正予算(第2号) [可決]
- 議案第6号 平成30年度特別会計補正予算(第2号) [可決]
- 議案第7号 平成31年度一般会計予算 [可決]
- 議案第8号 平成31年度特別会計予算 [可決]

(議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54名) (平成31年2月18日第1回定例会現在)

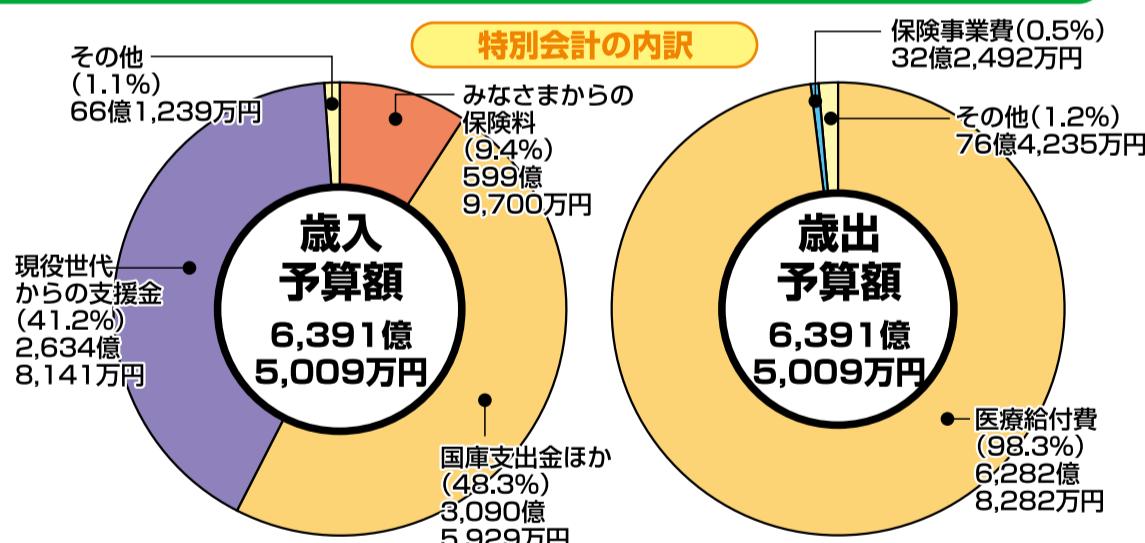
市町村名	旭市	いすみ市	我孫子市	市川市	市原市	印西市	浦安市	大網白里市	一宮町	市川市	いすみ市	我孫子市	旭市																																													
四街道市	横芝光町	八千代市	茂原市	睦沢町	南房総市	松戸市	富津市	野田市	成田市	習志野市	流山市	長柄町	富里市	東庄町																																												
○は議長	○は副議長																																																									
大越町	川島	河野	小高	三橋	中村	阿部	山口	鈴木	平野	鶴岡	海保	木村	秋間	川嶋	高橋	高木	渡辺	丸島	井下田	誠幸	伊佐夫	信重	悦子	麗子	傅一郎	多田	宗島	石田	佐藤	小川	清宮	大野	石井	荒木	黒川	橋本	篠崎	佐久間	石神	丸	久保木	丸	山中	石井	山田	宮坂	金丸	伊佐	奈緒	和史	和子	一男	芳清	久子	加藤岡	美佐子	飯嶋	正利
登美子	富士子	慎一	良則	弘明	勇	美津江	いくお	明彦	潔	真夫	孝浩	高義	朗敬	益枝	武男	直樹	なか	政美	誠幸	伊佐夫	信重	悦子	麗子	傅一郎	多田	宗島	理仁	謙一	修二	吉孝	誠博	かすみ	正夫	かすみ	大司	礼子	哲也	市太郎	昭	一男	芳清	久子	奈緒	和史	和子	一男	新一	宏樹	正利									

## 平成31年度(2019年度)予算の概要

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

広域連合の予算には、医療給付費の支払など保険制度を運営するための「特別会計」と、広域連合の運営に必要な費用のための「一般会計」があります。

平成31年度の予算額は、特別会計は6,391億5,009万円、一般会計は24億8,215万3千円で、被保険者数の増加などにより、平成30年度と比べて特別会計で4.6%、一般会計で13.2%増加しました。



## 「ATMで還付金が戻る」という電話は詐欺!

広域連合・市(区)町村・金融機関などの職員を名乗り、「還付金があります」などとかたり、お金をだまし取ろうとする事件が多発しております。少しでもおかしいと感じたら、広域連合、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署などにご相談ください。

⚠️ ATMの操作をお願いすることは絶対にありません!

⚠️ ATMを操作しても、医療費などは還付されません!

⚠️ 教えられた電話番号には電話しない!

⚠️ 口座番号、暗証番号などの個人情報は教えない!



お問い合わせ  
千葉県後期高齢者医療広域連合  
受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
(土・日、祝日、年末年始を除く)

● 本紙、広域連合の運営について 総務課 ☎ 043-216-5011  
 ● 議会について 議会事務局 ☎ 043-216-5011  
 ● 保険料、被保険者の資格について 資格保険料課 ☎ 043-308-6768  
 ● 保険給付、保健事業について 給付管理課 ☎ 043-216-5013  
 各課共通 FAX 043-206-0085